

天川村地域林政アドバイザー業務委託仕様書

1 委託業務名

天川村地域林政アドバイザー業務

2 委託期間

委託契約締結日から平成30年3月31日まで

3 事業目的

森林整備や木材利用の促進は、地球温暖化防止のみならず国土保全や地方創生、快適な生活環境の創出につながる。しかしながら、森林現場には森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった林業の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題がある。その対策に当っては市町村の果たす役割が重要となっている。

平成29年度より「市町村主体の森林整備」の具体策について林野庁より考え方が示され、市町村の体制に関する取組について地域林政アドバイザー制度が推奨される事になった。

森林林業の振興を図る上において、林務行政全般にわたった円滑な執行は不可欠なものであるため、地域林政アドバイザー業務委託により、専門的な知見に基づく支援により市町村の推進体制の強化を目的とするものである。

4 業務委託により実施する業務の内容

- ①伐採・造林の指導、森林計画の認定支援業務
- ②市町村有林の経営計画の作成及び実行、管理業務
- ③林地境界の明確化活動支援業務
- ④林地台帳システムの整備業務
- ⑤作業路網の計画策定及び整備業務
- ⑥村が実施する林業技術習得研修等の運営サポート業務
- ⑦その他天川村林務行政の推進に資する業務

5 業務の進め方

業務委託期間内において、天川村の林務行政の推進に必要な業務を推進するものとする。

業務実施に際しては、契約締結後に速やかに十分な打合せ協議を行いながら対象業務を進めていくものとする。なお、村が所有するデータについては可能な限り提供する。

受託者は、業務遂行にあたり必要となる人員を天川村に派遣するものとする。

6 業務のスケジュール

業務委託の期間は契約成立日より平成30年3月31日までとする。

7 支払い方法

全額を業務完了後支払うものとする。

但し、必要に応じて天川村契約規則に準じて支払を行う事が出来る。

8 契約保証金

なし。

9 留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、天川村の指示に従うこと。

(2) 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、「個人情報保護法」に基づき、適切な措置を講ずること。

(3) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、常に身分証明書を携行すること。

(4) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず本村業務担当者と協議し承認を得ること。

(5) その他留意事項

本業務成果物については、明白な成果を示すことが出来ない取組もあるため、取組過程や取組に要した内容、人員の記録、出務等により結果を判定するものとする。

天川村は、本業務の内容の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて業務の遂行に当る事。

(6) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び28条に定められた

権利を含む)がある場合は、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権(著作権、意匠権、商標権等)、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

(7) その他

仕様の一部又は全部に変更等があった場合には、仕様変更部分や影響範囲について天川村と受託者間で協議し内容を共有するものとする。